

議案第29号

七飯町税条例の一部改正について

七飯町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町税条例の一部を改正する条例

七飯町税条例（昭和29年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第56条の改正規定 令和7年4月1日

（2）第34条の7第1項第3号の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定
公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の七飯町税条例第34条の7第1項第3号の規定の適用については、同法附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。